令和8年第7回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

・ 開催日　令和8年7月31日
・ 会　場　深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深 谷 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

令和8年7月31日（金）

午後2時

深谷市役所本庁舎3階　大会議室

1．開　　会

2．議 長 選 出

3．議事録署名委員の指名

4．議　　事

1）報告第 28 号　農地法第18条第6項の規定による通知について
2）報告第 29 号　農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
3）報告第 30 号　農業用施設（2a未満）の届出に対する専決処分について
4）報告第 31 号　農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
5）報告第 32 号　農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
6）議案第 32 号　農地法第3条の規定による許可申請について
7）議案第 33 号　農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
8）議案第 34 号　農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
9）議案第 35 号　農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
10）議案第 36 号　農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
11）議案第 37 号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
12）議案第 38 号　農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について

5．閉　　会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和8年7月31日	開会場所	深谷市役所大会議室
開閉の日時	開　会	令和8年7月31日(金)　午後2時	
	閉　会	令和8年7月31日(金)　午後2時50分	
議長	会長　福島　明		

委　員　出　席　状　況

議席番号	氏　名	出欠	議席番号	氏　名	出欠
1	大澤　正	出	21	安藤　已喜夫	欠
2	荻野　信義	出	22	栗田　宣雄	出
3	矢神　勝彦	出	23	田村　惠司	出
4	小林　郁子	出	24	福島　明	出
5	木村　かつ江	出	1	小内　忠	欠
6	柴﨑　信幸	出	2	森田　亨	出
7	石川　野理子	出	3	堀口　廣	出
8	大須賀　節子	出	4	武井　清一郎	出
9	富田　千惠子	出	5	粂原　健治	出
10	須藤　浩一	出	6	橋本　繁穂	出
11	松嶋　多喜男	出	7	髙野　政明	出
12	新井　美津子	出	8	澁澤　正明	欠
13	髙田　次郎	出	9	望月　勇	出
14	加藤　延宏	出	10	梁瀬　和彦	出
15	持田　一吉	出	11	久保　喜信	出
16	大澤　慶三	出	12	黒澤　清	欠
17	馬場　實	出	13	吉田　裕治	欠
18	須藤　一男	出	14	馬場　詔二	出
19	蛭川　一郎	出	15	吉野　勝男	出
20	福地　伸夫	出	16	笹井　孝	出

説明者	事務局長	渋澤　滝人
	事務局次長	穐山　光昌
	局長補佐	大浜　和雄
	農地係長	関根　克己
	主査	磯貝　益生
	主任	山田　清徳
	主任	小川　武尊
参与	農業振興課　主査	関根　麗子
	農業振興課　主任	瀬尾　純也

	会　議　件　名	て　ん　末	
会議進行状況	開会	事務局長	それでは、令和8年第7回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況をご報告いたします。 農業委員24名中23名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名中12名の出席となっておりますことを併せてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長よろしくお願いいたします。
	議事録署名人の指名	議　長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号8番　大須賀　節子委員、議席番号9番富田　千恵子委員、以上2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。
	報告事項について	議　長 事務局 議　長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に報告第28号、及び、30号から32号については、深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。 なお、議案書3ページ、報告第29号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、一部斡旋の希望があるため、事務局からの説明を求めます。 報告第29号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」、事務局 より 説明させていただきます。 【報告第29号について概要を説明】 それでは、事務局から説明のありましたとおり斡旋希望のある案件につきましては、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましてはお借りしていただける方をご存じでしたら事務局までお知らせ願います。
	議案第32号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議　長 事務局 事務局	次に、議案書の21ページ、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局よりご説明いたします。 【議案第32号について概要を説明】 「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上で

	会　議　件　名	てん	末
会 議 進 行 状 況		事務局	す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議　長	それでは、本議案に対する審議に移ります。 この件に関し、質疑はございますか。
		須藤(浩)委員	はい。
		議　長	はい、須藤委員。
		須藤(浩)委員	細かいところで申し訳ないのですが、21ページの整理番号1番の件で、経営面積のところが空欄となっております。自作地も借入地もないようですが、譲受人の職業が農業となっているので、これがどういうことなのか分かったら教えていただきたいと思います。議案資料では農機具等を所有されて、農作業に従事しているということですので、従業員として農業を行っているのか、ということと、そのような状態で農地を取得することに問題はないのか、合わせてお聞きできればと思います。
		議　長	事務局、説明お願いします。
		事務局	はい。譲受人は、業としては特段行っていないところではあるのですが、今回の取得地は以前から譲受人が管理・耕作されていたものを、実態に合わせて今回所有権移転の申請をされたということから、実態として耕作を行っていたということでしたので、ご本人の申告に基づき、職業を書かせていただた次第です。以上です。
		議　長	須藤委員よろしいでしょうか。
		須藤(浩)委員	了解しました。
		議　長	よろしいですか。 他にございますか。 （質疑なし）
		議　長	他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 （採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第33号 「農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について」	議　長	次に、議案書の31ページ、議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明させていただきます。 【議案第33号について概要を説明】

	会　議　件　名	てん末	
会 議 進 行 状 況		事務局	農地法第4条第1項の規定による許可の取り消し願いにつきましては以上1件です。ご審議の程、お願い申し上げます。
		議　長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
			（質疑なし）
		議　長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
			（採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第34号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議　長	次に、議案書の33ページ、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書33ページ、及び、別添の総会議案資料の3ページを併せてご確認下さい。 議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。
			【議案第34号について概要を説明】
		事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請承認につきましては以上1件です。ご審議のほど、お願い申し上げます。
		議　長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
			（質疑なし）
		議　長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
			（採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第35号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議　長	次に、議案書の35ページ、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明申し上げます。 議案書35ページをご覧ください。

	会議件名	てん末	
会議進行状況			議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。 【議案第35号について概要を説明】
		事務局	農地法第5条の計画変更申請承認につきましては以上3件です。 ご審議の程、お願い申し上げます。
		議　長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		須藤(浩)委員	はい。
		議　長	はい、須藤委員。
		須藤(浩)委員	32号に続き、細かいところをついてるようですみません。 37ページの整理番号2番の上の段の所です。公簿面積の所が「280.0000」と小数点以下が4桁になっているようですが、これは修正ということでよろしいでしょうか。 そもそも畑など農地の公簿は、小数点以下がないものと理解しているのですが、今までも議案書に記載されているのはなぜなのか、教えてください。 それから、39ページの整理番号3番ですが、394㎡の中に、議案書には記載されていませんが説明の中で建売住宅を4棟建てると説明があったかと思います。これは、394㎡に4棟建てるのではないですよね？394㎡に4棟では1棟あたり100㎡程の住宅になってしまうので、どういうことか補足いただけますでしょうか。 以上2点、お願いします。
		議　長	はい。事務局説明お願いします。
		事務局	小数点についてはすみませんでした。修正させていただきたいと思います。 建売住宅4棟については、この次の議案第36号、51ページの申請番号21番で、ご質問のあった計画変更の394㎡を含めた合計3筆、1，431㎡で建売住宅4棟を建築するという計画になっております。説明不足で申し訳ありませんでした。
		議　長	須藤委員。
		須藤(浩)委員	ありがとうございました。 一つ目の質問の、小数点以下を修正するとのことでしたが、小数点以下がなくなるのか、それとも2桁は残すのか、どうなのでしょうか。
		議　長	はい、事務局。
		事務局	小数点以下は、2桁は残します。 今後も、場合によっては小数点以下2桁が記載されたものが出てくることもありますので、ご承知おきください。 *(注:登記簿上、農地は小数点以下はないが、転用後農地以外となった際は小数点以下2桁まで登記する必要があるため、申請書には測量値として小数点以下2桁まで記載される。また、登記はされないが、営農型太陽光発電の支柱など10㎡未満の転用の際も、少雨数点以下2桁まで記載している。)*
		須藤(浩)委員	はい、了解しました。

	会　議　件　名	て　ん　末	
会議進行状況		議　長	よろしいですか。他にございますか。
			（質疑なし）
		議　長	他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
			（採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第36号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議　長	次に、議案書の41ページ、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明申し上げます。 議案書41ページ、及び、別添総会議案資料5ページと併せてご確認ください。
			【議案第36号について概要を説明】
		事務局	農地法第5条の許可申請につきましては以上22件です。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
		議　長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
			（質疑なし）
		議　長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
			（採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第37号 「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」	議　長	次に、議案書の53ページ、議案第37号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題とします。農業振興課より説明を求めます。
		農業振興課	議案書53から61ページ、議案第37号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農業振興課よりご説明申し上げます。
			【議案第37号について概要を説明】
		農業振興課	以上、説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

	会　議　件　名	てん　末	
会 議 進 行 状 況		議　長	次に審議に移りますが、番号の16番から18番、及び、43番から45番については、○○委員に関する案件となっておりますので、一時退出を求めます。 （○○委員　退出）
		議　長	それでは、最初に番号の16番から18番、及び、43番から45番について、審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。 （質疑なし）
		議　長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 （採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 ○○委員、入室してください。 （○○委員　入室）
		議　長	それでは、続いて、それ以外の案件について、一括して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。
		須藤(浩)委員	はい。
		議　長	はい、須藤委員。
		須藤(浩)委員	すいません、確認ですが、53ページの2番のところがここだけ農地中間管理権の設定を行う者の欄が空欄になっていますが、これは1番の方と同じということでいいのでしょうか。 それから、1番と2番は同じ筆ですが、現況地目が1番の「田」に対して2番は「畑」となっているのは、春は米を作るので「田」、秋は麦を作るのでその時は「畑」だ、という解釈でいいのかどうか、教えてください。
		議　長	はい、農業振興課よろしくお願いします。
		農業振興課	はい、それではお答えいたします。 ご質問の件ですが、こちらに関しましては備考欄をご覧いただけますでしょうか。1番、2番とございます。まず1番の方には期間借地7月～10月とございます。合わせて2番の方には期間借地11月～6月とございます。こちらでございますが、季節を分けて、1番が表作、2番は裏作という形で、同じ農地ではございますが、利用者が異なってまいります。 表をご利用いただくかたにつきましては、田んぼとして水稲をお作りいただき、裏をお作りいただくかたには畑として麦をお作りいただく形となっております。 今回こちらは使用貸借となっておりますので、賃料が発生するものではないのですが、こちらがもし賃料が発生する賃貸借となりますと、表だけが賃貸借という表記になってまいります。表を利用する方の口座から農林公社が賃料を引き落とすという説明を受けておりますので

	会　議　件　名		てん　末
会 議 進 行 状 況		農業振興課	合わせて補足させていただきます。以上でございます。
		議　長	はい、須藤委員。
		須藤(浩)委員	ご丁寧にありがとうございました。設定を行う者は同一人ということでいいのですね。
		農業振興課	農地は一緒。設定を行う方は一緒になります。受ける方が二手に分かれます。
		議　長	須藤委員。よろしいですか。 他にございますか。
			（質疑なし）
		議　長	他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
			（採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第38号 「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」	議　長	次に、議案書の63ページ、議案第38号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」を議題とします。農業振興課より説明を求めます。
		農業振興課	それでは、議案第38号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」農業振興課よりご説明させていただきます。
			【議案第38号について概要を説明】
		農業振興課	以上、議案第38号の説明となります。農用地利用計画の変更も、27号計画の変更も、農業委員会の意見を聴くこととされているため、本議案を提出するものであります。ご審議の程宜しくお願い致します。
		議　長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
			（質疑なし）
		議　長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
			（採決）
		議　長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといた

	会　議　件　名	てん末	
会議進行状況		議長	します。 以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議は全て終了いたしました。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和8年第7回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和8年7月31日

議　長　　福島　明

署名委員　　大須賀　節子

署名委員　　富田　千惠子